

令和 年 月 日

筑 西 市 長 殿

該当条項以外見え消し
変更申請＝法第8条1項

届出者 所在地 **水戸市笠原町〇番△**
名 称 **株式会社A B C 製作所**
代表者 **代表取締役 筑西 太郎**
〔 代理人 所在地 **筑西市丙〇番地□**
名 称 **行政書士 筑西 花子**
(担当者) **総務部 〇〇 電話 0296 (24) 〇〇〇〇** 〕

届出者は代表取締役。押印不要。

代理人による届出の場合には、代理人欄に記入の上、委任状を添付。
（委任状例参照）
社内の担当者の場合、担当者欄に部署、氏名、電話番号記入。
本人申請の場合、委任状は不要

工場立地法第6条第1項（第7条第1項、第8条第1項、工場立地の調査等に関する法律の~~一部を改正する法律（昭和48年法律第108号。以下「一部改正法」という。）附則第8条第1項~~）の規定により、特定工場の~~新設（変更）~~について、次のとおり届け出ます。

1	特定工場の設置の場所	〒309-0000 筑西市丙〇〇番△△			
2	特定工場における製品（加工修理工業に属するもの にあっては加工修理の内容、電気供給業、ガス供給業又は熱供給業に属するもの にあっては特定工場の種類）	2621 建設機械・鉱山機械製造業 （油圧シャベル・建設用クレーン）			
3	特定工場の敷地面積	変更前	13,000m²	変更後	15,000m²
4	特定工場の建築面積	変更前	4,500m²	変更後	4,800m²
5	特定工場における生産施設の面積		別紙1のとおり		
6	特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置		別紙2のとおり		
7	工業団地の面積並びに工業団地共通施設の面積及び工業団地の環境施設の配置		別紙3のとおり		
8	隣接緑地等の面積及び配置並びに負担総額及び届出者が負担する費用		別紙4のとおり		
9	特定工場の新設（変更）のための工事の開始の予定日	造成工事等	令和 年 月 日		
		施設の設置工事	令和 年 月 日		
※ 整理番号		令 筑 第 号		※ 備考欄 記載不要	
※ 受理年月日		令和 年 月 日			
※ 審査結果					

日本産業分類の4桁分類及びその名称を記載

敷地面積には、自己所有地のほか、借地を含む当該工場の利用に供する全面積を記載。ただし、飛び地、社宅・寮の用地、他者への貸与用地は含まない。
建築面積には、工場敷地内の工場、事務所、倉庫等のすべての建築面積を記載。
（水平投影面積を記載）小数点以下切捨て。

別紙3、4は基本的には見え消し

造成工事を行う場合には、「造成工事等」に造成工事等の開始予定日を記載。
（外灯がない場合には空欄で可）
生産施設や緑地等の開始予定日は「施設の設置工事」に記載。
※これらの予定日は、届出受理日の翌日から起算して90日を経過した日以降でなければならない。⇒短縮申請

- 備考
- ※印の欄には、記載しないこと。
 - 法第6条第1項の規定による新設の届出の場合は、1欄から9欄までのすべての欄（特定工場の設置の場所が工業団地に属しない場合は7欄を、工業集落地特例の適用を受けようとしなない場合は、8欄を除く）に記載すること。
 - 法第7条第1項又は一部改正法附則第3条第1項の規定による変更の届出の場合は、1欄から9欄までのすべての欄（特定工場の設置の場所が工業団地に属しない場合は7欄を、工業集落地特例の適用を受けようとしなない場合は8欄を除く。）に記載するとともに、2欄から6欄まで及び8欄のうち変更のある欄については、変更前及び変更後の内容を対照させること。
 - 法第8条第1項の規定による変更の届出の場合は、1欄及び9欄に記載するとともに、2欄から6欄まで及び8欄のうち変更のある欄については、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。
 - 9欄については、埋立及び造成工事を行う場合にあっては造成工事等の欄に、生産施設、緑地等の施設の設置工事を行う場合にあっては施設の設置工事の欄に、それぞれ該当する日を記載すること。
 - 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。
 - 標題のうちいずれか該当する箇所に○及び該当しない条項を抹消すること。